

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります



国民健康保険は現在、市町村がそれぞれ個別に保険者として運営しています。
しかし、年齢構成が高く医療費水準が高いなど構造的な課題を抱えており、財政運営が苦しい状態となっている保険者も多くなってきています。



そこで、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。

※「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年5月27日）の成立によるもの

変わること

- ①被保険者証の様式が変わります。
※平成30年4月以降最初に訪れる一斉更新の日までは以前の被保険者証の様式を使用することとなります。
- ②高額療養費の多数回該当の算定方法が変わります。
※県内での転居であれば回数が引き継がれるようになります。

変わらないこと

- ①国保の加入・喪失・保険証に関すること
※転出しても埼玉県での国保資格は喪失しませんが、被保険者証は市町村ごとの発行になるため、手続きは今までと同様に必要です。
- ②葬祭費等の支給に関すること
- ③保険税の課税、納付に関すること

《市町村の役割》

- ・被保険者証の発行などの資格管理
- ・標準保険税率を参考に保険税率を決定
- ・保険給付の決定、支給
- ・保健事業の実施 など

《県の役割》

- ・市町村ごとの国保事業費納付金の決定、標準保険税率を算定・公表
- ・保険給付費等必要額を市町村に全額交付 など

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777

国民年金保険料「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」

(☎0570-003-004)

または秩父年金事務所

(☎0494-27-6560)にお問合せください。

「納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！」

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はずじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。